

保育の必要性にかかる基準（保育が必要な理由）

保育の必要性の認定を受けるためには、児童の保護者等が次のいずれかに該当する必要があります。

	事 由	内 容	認定期間
1	就労	<u>月64時間以上</u> の就労を常態としている場合	最長で小学校就学前まで
2	求職活動	保護者等が求職活動中の場合（起業準備を含む）	<u>認定後90日後の月末まで</u>
3	妊娠・出産	母親が妊娠中又は出産後間もない期間にある場合	<u>出産予定日の8週間前の日の月初めから、出産日から8週間経過する日の月末まで</u>
4	障がい	保護者が精神又は身体等に障がいを有している場合	最長で小学校就学前まで
5	疾病又は負傷	保護者が疾病又は負傷している場合	療養の必要がなくなるまで
6	介護・看護	長期にわたり疾病の常態にある、又は精神もしくは身体等に障がいを有する同居家族を介護する場合	看護・介護の必要がなくなるまで
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	災害復旧が終了するまで
8	就学	保護者が大学・職業訓練校等に在学（ <u>月64時間以上</u> の就学）している場合	卒業月の月末まで
9	【原則、認定変更のみ】 育児休業	すでに認定を受けている児童の保護者が令和8年4月1日以降に育児休業を取得し、認定を変更する場合 ※育児休業の認定を受ける以前に利用している施設を引き続き利用する場合の認定変更のみ可能	<u>最長で出産後2年間</u> （ただし、すでに認定を受けている児童が就学前（年長児）である場合、出産後2年を経過した後についても継続認定可能）
10	その他	上記に類する状態にあると市長が認める場合	—

保育の必要性の認定に必要な書類

保育の必要性の認定を受けるためには、それぞれの事由に応じた証明書類等の提出が必要です。
詳しくは、幼児保育課へお問い合わせください。